

ジャパン・コットン・マーク使用規定

1. 趣旨

日本の近代繊維産業は100年以上の歴史があり、その素材開発力は常に世界に誇れる水準を維持している。一方、日本の消費者は特に品質に厳しく、日本製の綿素材がこのような消費者の求める品質基準や感性に合った商品であることをアピールすることが可能であると考えられる。日本製綿素材のイメージアップを図り、それを実需に結びつけるため、日本綿スフ織物工業組合連合会の会員の構成員(以下「会員の構成員」という。)が国内で製造する高品質の素材を使用した製品に、一般財団法人日本綿業振興会が所有する商標登録「ジャパン・コットン・マーク(以下「本マーク」という。)」を添付する。

2. マークの種類

本マークは次の2種類とする。

1. ピュア・コットン・マーク

基本素材が綿100%の製品に使用する。

2. コットン・ブレンド・マーク

1) 基本素材が綿50%以上の製品に使用する。

2) 最終二次製品の混用率表示は家庭用品品質表示法による素材表示に基づくものとする。

3. 使用対象商品

本マークの使用許諾を受けた者は、本マークの権利維持及び管理のため、連合会から下記事項について要請があった場合は直ちにその要請に応じなければならない。

1. 必要とする資料の作成・提供及び本マークを使用した商品の提供などを要請したとき。
2. 本マークの管理のため、本マーク添付商品の出荷点数、本マークの使用者、ブランド、商品アイテム等詳細な使用状況を要請したとき。
3. 本マークの表示物の使用状況並びに管理状況などの実態調査のため、本マークの使用許諾を受けた者及び関係業者の敷地、施設内などへの立ち入りを要請したとき。
4. 前記1、2、3に係る一切の費用は本マークの使用許諾を受けた者の負担とする。